

在沖米軍の実効ある新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書

県民が一丸となって新型コロナウイルス感染防止に取り組む中、在沖米軍で新型コロナウイルスの感染者が急増している。県の発表によると、7月29日までの在沖米軍の感染者数は、普天間基地(宜野湾市)108人、キャンプ・ハンセン(金武町、宜野座村、恩納村、名護市)120人、キャンプ・マクトリアス(うるま市)1人、嘉手納基地(嘉手納町、北谷町、沖縄市)8人、キャンプ・フォスター(北谷町、北中城村、宜野湾市、沖縄市)2人、キャンプ・キンザー(浦添市)1人の計240人となっている。

県内では在沖米軍由来が疑われる県民への新型コロナ感染も発生し、基地従業員をはじめ、基地周辺住民や県民の不安と恐怖が高まり、県民生活と観光・経済活動等への悪影響が広がっている。

在沖米軍は基地内だけでなく、約3分の1の関係者(軍人、軍属、家族等)が基地外で生活している。基地内であれば基地従業員との接触、基地外であれば県民等と接触している可能性が高く、本市の飲食街等にも米軍関係者が出入りしている。然るに、米軍関係者の感染者は感染経路も、基地の外での行動履歴、濃厚接触者への措置、基地内外の居住状況等も明らかにされていない。規準が明確でない中での米軍関係者の行動規制緩和は許されるものではない。

現在、日本はコロナの水際対策として、世界最大の感染国である米国からの入国を原則禁止している。しかし、米軍基地を経由した米軍関係者の入国は、日本側の検疫を受けずに自由であり、このことが今回の感染者の急増につながっていると感染症専門家は指摘している。

よって、本市議会は市民・県民の命と生活、観光と経済活動等を守るために、実効ある新型コロナウイルス感染拡大防止へ、関係機関が下記事項を速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 基地外居住を含む全ての米軍関係者の感染経路、行動履歴、居住実態等の情報を迅速に開示すること。
- 2 感染者と接触した可能性のある全ての県民等に対し、速やかに検査を実施すること。
- 3 基地外居住を含む全ての米軍関係者の感染防止対策・検査を徹底し、感染者・濃厚接触者の基地内隔離を行うとともに、感染が収束するまで、米軍関係者の移動・外出を原則禁止とすること。
- 4 日本人基地従業員の感染防止対策・検査を徹底し、健康、安全を確保するとともに休業の際の補償を行うこと。
- 5 国・県・米軍及び関係市町村による対策本部を設置し、各関係機関が連携して実効ある感染防止対策を実施するとともに、感染状況や対応策等の情報を迅速に公開すること。
- 6 米軍関係者の入国に際しては一定期間の隔離とともにPCR検査の実施を徹底すること。
- 7 感染が収束するまで、米軍基地を経由した日本への入国については、安全保障上可能な限り原則禁止とすること。
- 8 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法等の国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年) 7月 30日

那覇市議会

あて先：内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事